

## ひろさき地方創生パートナー企業募集要領

### 1. 事業概要

弘前市まち・ひと・しごと創生総合戦略の推進にあたり、民間企業等から、人口減少対策や地域経済の活性化等に資する提案を募集し、官民連携により、効率的・効果的に地方創生を推進するものである。

### 2. 目的

社会情勢の変化、多様化する市民ニーズ等に迅速に対応し、人口減少の抑制と地域経済の維持・成長につなげるために、様々なノウハウやアイデアを有する民間企業等と市が連携して同一の目的に向かって取り組み、市民により有益なサービスを提供するため、民間企業等から提案を募集するものである。

### 3. 民間事業等からの提案募集

#### (1) 民間企業等

「民間企業等」とは、民間企業、学校法人、NPO、各種団体又は複数の企業や団体等で構成された共同体とし、個人からの提案は受理しないほか、以下に該当するものを除く。

- ① 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）で風俗営業と規定される業種
- ② 風俗営業類似の業種
- ③ 消費者金融
- ④ 債権取り立て、示談引き受けなどをうたったもの
- ⑤ 政治・宗教団体
- ⑥ 法令等に基づく必要な許可等を受けることなく業を行うもの
- ⑦ 民事再生法及び会社更生法による再生手続き中の事業者
- ⑧ 各種法令に違反しているもの
- ⑨ 行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていないもの
- ⑩ 法人市民税または固定資産税を滞納しているもの
- ⑪ 暴力団及び暴力団と関連する団体等
- ⑫ その他市長が適当でないと認めるもの

#### (2) 募集する提案

弘前市まち・ひと・しごと創生総合戦略の推進にあたり、民間企業等と連携することにより、より効率的・効果的に事業を実施できる取組を募集する。

- ① 民間企業等が独自に総合戦略の推進に係るテーマを選択して提案
- ② 市が特に定める政策テーマへ提案

#### 4. 募集方法

##### (1) 提出物及び提出先

###### ① 提出物

上記3(1)の欠格条項に該当しない旨の宣誓書(様式1)

「ひろさき地方創生パートナー企業提案書」(様式2)

提案にあたって、その他の資料が必要な場合は、任意の様式で受け付けることとする。

###### ② 提出方法

様式1については郵送、様式2については電子メールにより提出

###### ③ 提出先

弘前市企画部企画課地域振興担当

〒036-8551 青森県弘前市大字上白銀町1番地1

E-mail:kikaku@city.hirosaki.lg.jp

TEL:0172-35-1111(内線496)

##### (2) 募集期間

###### ① 民間企業等が独自に総合戦略の推進に係るテーマを選択して提案する場合

募集期間は、通年とする。

なお、市側の費用負担が伴い、競合する他民間企業等がある提案については、公平性を確保する観点から他民間企業等の提案の可能性を確認するため、民間企業等の名称、具体的な提案内容等を伏して、特定の政策テーマへの募集へ切り替え、その時点から30日間の募集とする。

###### ② 市が特に定める政策テーマへ提案する場合

市側が費用負担しない政策テーマの場合は、通年とし、市側が費用負担する政策テーマの場合は、募集開始から30日間とする。

募集についてはホームページ等で公表する。

#### 5. 民間企業等からの提案への対応

民間企業等から提案があった場合は、企画課及び担当部課において、以下の点等について確認し、「ひろさき地方創生パートナー企業」として連携が可能か協議する。

① 弘前市まち・ひと・しごと創生総合戦略を推進する取組となっているか。

② 先駆的な取組となっているか。

③ 事業化が可能な取組となっているか。

④ 官民連携による取組が適切な内容か、官民の役割分担が明確になっているか。

⑤ 市側の費用負担が伴う場合、その負担内容が適切であるか。

なお、同一のテーマに対し、複数の民間企業等から提案があった場合は、その提案内容等により判断することとする。

## 6. 民間企業等との連携

提案のあった民間企業等と協議が整い次第、連携の協定を締結し、市と「ひろさき地方創生パートナー企業」との連携による官民連携事業を実施する。

連携が実施できない提案の場合は、その旨を通知するとともに、提案にあたって指定様式以外の資料がある場合は、返却することとする。

## 7. 公表・広報等

「ひろさき地方創生パートナー企業」については、その民間企業等の情報、連携事業内容等について広く市民に周知するため、市の広報誌、ホームページ等の広報媒体により、広く公表するものとする。

附 則

この要領は、平成27年11月24日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年10月 1日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年 4月 1日から施行する。

附 則

この要領は、令和 4年 5月26日から施行する。